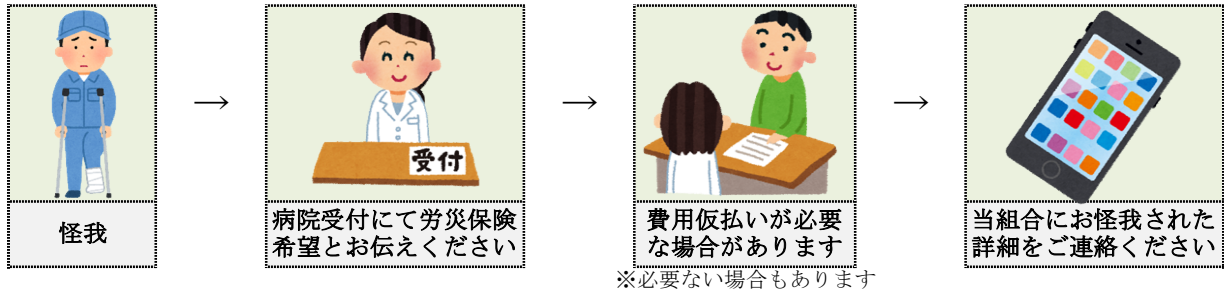


# 労災事故発生後の流れ

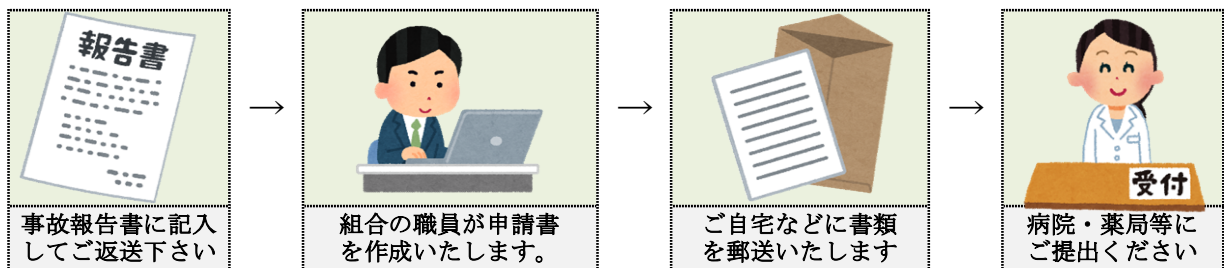
## 1. 事故報告までの流れ



1. 病院には労災指定病院と労災指定外病院がございます。制度上どちらでも労災の手続きは可能ですが、労災指定病院の方が手続きや文書料のご負担が少ない傾向がございます。
2. 病院の窓口等で労災の申請書類（様式第5号等）の提出をその場で求められることがございますが、申請書類は組合で作成しますのでご自分で作成しないようお願いいたします。
3. 労災保険は健康保険と一緒に使用できません。誤って健康保険証を病院の窓口にて提示してしまった場合は、早急に病院へ労災保険希望の旨をお伝えください。
4. 労災指定外病院の場合、治療費は一旦全額自己負担となります。指定病院の場合は病院ごとに対応が異なりますのでご注意ください。（一旦全額負担、預り金、負担なし等）



## 2. 書類提出までの流れ



1. 報告書到着後、通常は1週間～2週間以内に詳細確認の連絡をさせて頂いてから申請書の作成を開始いたします。お急ぎの場合はお早めに報告書をご返送ください。
2. 組合からの連絡は03で始まる電話番号から行わせて頂きます。迷惑電話の拒否設定をされている場合は設定の見直しをお願いいたします。
3. お手元に書類が届きましたらお早めに病院・薬局等にご提出ください。
4. 労働基準監督署から組合へは認定の可否の連絡は行われません。審査の進捗等を知りたい場合は管轄の労働基準監督署へ直接お問い合わせください

ご不明な点がございましたら、組合事務局（0120-6379-10）までご連絡下さい。